

(7) 研究の枠内における説明目的の上演・演奏または複製 (122-5条3号e)

(a) 改正の経緯

本号eの例外は、情報社会指令の国内法化(2006年改正)により、教育および研究の枠内における説明を目的とした上演・演奏または複製として新設された。その後、デジタル単一市場指令の国内法化(2021年11月改正)により、教育の枠内における説明を目的とする上演・演奏または複製が本号eから切り離され、122-5条12号として新設された。その結果、本号eは、研究の枠内における説明を目的とする上演・演奏または複製のみを対象とする規定となった。

(b) 現行法(2021年11月改正後)

「専ら研究の枠内における説明を目的とする、著作物(教育目的で企画される著作物および楽譜を除く)の抜粋の上演・演奏または複製。ただし、次の事項を条件とする。この上演・演奏または複製は、特に、デジタル作業空間にあっては、大多数がこの上演・演奏または複製を必要とする研究活動に直接関係する研究者によって構成される公衆を対象とすること、この上演・演奏または複製は、このように構成された公衆以外の者に公表または頒布されないこと、この上演・演奏または複製の使用が、いかなる商業的利用も生じさせないこと、および、この上演・演奏または複製は、第122-10条に定める複写複製権の譲渡を害することなく、包括的支払いを基礎として交渉される報酬によって補償されること。」

上記の条文によれば、例外が適用される要件は、以下のとおりである。

- ① 公表された著作物の使用であり(122-5条柱書)、著作者名と出典を表示すること(同条3号柱書)
- ② 著作物の抜粋であること。抜粋は、短い引用の例外より多めの分量でもよい。
- ③ 研究の枠内における説明を目的とすること
- ④ 上演・演奏または複製が、特にデジタル作業空間では、その大多数が当該上演・演奏または当該複製を必要とする研究活動に直接関係する研究者で構成される公衆を対象としていること
- ⑤ 当該上演・演奏または当該複製が、このように構成される公衆以外の者に対し公表されまたは頒布されないこと
- ⑥ 当該上演・演奏または当該複製の使用が、いずれの商業的利用も生じさせないこと
- ⑦ 当該上演・演奏または当該複製が、複写複製権とは別途、包括的支払いを基礎として交渉される報酬によって補償されること